

久慈地方振興局長告示第 19 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和 38 年岩手県条例第 52 号）第 12 条第 1 項第 2 号の規定により知事が指定した指定漁港施設の使用料の収納事務を平成 20 年 9 月 1 日次のとおり委託した。

平成 20 年 10 月 31 日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
久喜漁港の指定漁港施設	久慈市長内町第 42 地割 6 番地	久慈市漁業協同組合